



平成 26 年 4 月 24 日

各 位

神奈川県相模原市南区古淵二丁目 14 番 20 号
ブックオフコーポレーション株式会社
代表者 代表取締役社長 松下 展 千
(コード番号:3313 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 堀 内 康 隆
電話番号 042-750-8588

ヤフー株式会社との資本業務提携契約の締結、第三者割当により発行される新株式及び転換社債型新株予約権付社債の募集、主要株主である筆頭株主の異動、並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 24 日開催の取締役会において、ヤフー株式会社（以下、「ヤフー」といいます。）との間の資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）、同社に対して第三者割当により発行される新株式（以下、「本普通株式」といいます。）及び転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）、本新株予約権付社債の社債部分及び新株予約権部分を、それぞれ「本社債」及び「本新株予約権」といいます。）の募集（以下、「本件第三者割当」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

また、上記決議に伴い、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が発生する予定であるため、あわせてお知らせいたします。

I. 本資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社グループは「ご家庭で不要となったものを、新しい持ち主のために役立てる」という「リユース業」を中核事業として、書籍・CD・DVD・ゲーム・アパレル・スポーツ用品・ベビー用品・雑貨等様々なジャンルのリユースに取り組んでまいりました。『ものを捨てたくない人が、捨てない生活をするためのインフラとしての役割を果たすブックオフ』＝『捨てない人のブックオフ』を事業ミッションとして、様々なもののリユースを通じて循環型社会の実現に取り組んでおります。

主力事業であるブックオフ事業は、書籍・CD・DVD・ゲームのリユース店舗『BOOKOFF』を直営並びにフランチャイズを合わせて全国約 850 店舗を展開しており、また、インターネットを通じて買取・販売を行う EC サイト『BOOKOFF Online』を展開しております。

当社グループは、上述のブックオフ事業に加えて、近年消費者の環境意識の高まりなどを背景にリユース市場が拡大を続けていることから、書籍・CD・DVD・ゲームに限らず、アパレルや服飾雑貨の買取・販売も行う複合店舗『BOOKOFF PLUS』や、書籍・CD・DVD・ゲーム・アパレル・スポーツ用品・ベビー用品・雑貨等様々なジャンルの買取・販売を行う大型複合店舗『BOOKOFF SUPER BAZAAR』の出店を通じて総合リユース事業の拡大を推進しております。また、新規事業として子会社「ハグオール」を設立し、取扱商品を制限しない総合リユースサービスを新たに始め、家庭で不要になったものをまとめて一括で買取を行い、買取した商品をインターネットショッピングサイトやオークションサイトを中心に販売を行う事業（以下、「ハグオール事業」といいます。）を行っております。

一方、ヤフーは、日本語での情報検索サービスやオンライン・ショッピングサービス「Yahoo!ショッピング」と共に、ネットにおけるリユース事業としてオンライン・オークションサービス「ヤフオク!」（以下、「ヤフオク」といいます。）を運営しており、同社のインターネットユーザーへの知名度は高く、

現在、Yahoo! JAPAN ID の利用者数は 2,700 万人（注）を突破しております。ヤフーは、ヤフオク事業のミッションとして「いつでも、どこでも、すべての人にリユースするワクワクを」を掲げ、ヤフオクの運営に限らず、様々な取り組みを通じてリユース利用者の更なる拡大を図っております。

（注）平成 25 年 12 月時点の月中にヤフーのサービスにログインした Yahoo! JAPAN ID 数

当社グループは、従前よりヤフーのショッピングサイトやヤフオクへの出店をしており、さらに、ヤフーが平成 25 年 6 月から 11 月までにプロ野球球団ソフトバンクホークスの本拠地である「福岡ヤフオク! ドーム」にて実施した衣類回収イベント「リユーススタンド」の運営協力や、ヤフーが平成 26 年 1 月に開催したリユース最大のイベント「リユース! ジャパンマーケット」に参加するなど、リユース市場拡大の取り組みを通じて交流を行ってまいりました。

このような状況の中、当社は、平成 25 年 10 月に、『BOOKOFF』店舗のパッケージ変革として実験店舗の共同開発や両社共同でリユース・リサイクルの仕組みを構築し、リユース市場の拡大と循環型社会の実現を図ることを目的とした業務提携をヤフーに申し入れました。そして、かかる業務提携に関する協議を進める中で、ヤフーから、平成 25 年 12 月に、全国にものを手軽に売り買いすることができる店舗網と知名度を持つ当社とヤフオクを中心にインターネットを通じてものを売り買いするプラットフォームを持つヤフーが両社の提携関係を強化し、リユース市場の拡大に限らずリユース市場における両社のシェアの拡大と収益獲得をスピード感をもって進めるためにも、業務提携のみならず出資も合わせた本資本業務提携の提案を受け、当社としても当該提案には合理性があると判断し、本資本業務提携の検討を進めてまいりました。

提携で取り組む事業は、主に次の 2 つとなります。

① 『BOOKOFF』店舗の商品在庫のヤフオクでの販売（以下、「提携事業①」といいます。）

『BOOKOFF』店舗が取り扱う書籍・CD・DVD・ゲーム等をヤフオクに出品し、ヤフオクが持つ知名度、集客力を活かして全国の消費者に商品をお届けすることで『BOOKOFF』店舗の取扱商品の販売効率を最大化させる取り組み。具体的な実施事項は次のとおり。

- ・『BOOKOFF』店舗の商品在庫のヤフオクへの出品
- ・ヤフオク内での販売効率の向上を目的としたヤフオクの機能改修
- ・ヤフオクへの出品及び落札後のオペレーション効率化のための業務構築・システムの共同開発

② 総合買取受付窓口の展開によるハグオール事業の拡大（以下、「提携事業②」といいます。）

『BOOKOFF』店舗等にハグオール事業と連携した総合買取受付窓口を設置し、書籍・CD・DVD・ゲームに限らず、幅広い商品の買取サービスを提供する。また店舗型の受付窓口に加えてハグオール事業の訪問買取サービス拠点の拡大を推進する。ヤフーの持つ会員基盤、サイトの集客力、システム開発力を活かして当社グループの新規事業であるハグオール事業の成長を強く推し進めることでリユース利用者数及び商品流通量の拡大と収益の向上をする取り組み。具体的な実施事項は次のとおり。

- ・『BOOKOFF』店舗等におけるハグオール事業と連携した総合買取受付窓口の設置
- ・訪問買取サービス拠点の増設によるサービスエリアの拡大
- ・ハグオール事業における買取受付・計算・販売管理に利用するシステムの共同開発
- ・ヤフーの会員基盤及びサービスを活用した当事業の告知等、宣伝広告の実施

この 2 つの取り組みにより、当社グループはヤフオクにおける書籍・CD・DVD・ゲームのリユース品を揃える中核事業者としてヤフーが持つヤフオクを中心としたインターネットのプラットフォームを活用して全国約 850 店舗が持つ商品を全国に届けることが可能となります。『BOOKOFF』店舗の商品販売効率向

上により生み出される店内スペース等を活用して新たな商品やサービスの拡充を行い、お客様の店舗利用機会の創出と新たな収益機会を獲得することが可能となります。また新規事業であるハグオールは店舗網並びにヤフーの会員基盤の活用を通じてサービス認知向上が進み、一般消費者の利用機会が増加することで事業拡大スピードを加速し、『BOOKOFF PLUS』や『BOOKOFF SUPER BAZAAR』の展開と合わせて当社グループの総合リユース事業の一層の拡大が可能となります。これらを通じて当社グループの売上高の増加につながるものと考えております。

一方、ヤフーとしても本資本業務提携により当社グループが買い取った商品がヤフオクに出品されることでヤフオクの商品力が向上すること、とりわけ書籍・CD・DVD・ゲームの商品が充実することによりヤフオクを通じて商品を購入する利用者の増加を見込むことが可能であり、また現状ヤフオクを使用していない一般消費者に対してインターネットを利用することなく当社グループの店舗網と買取サービスを活用して不要になったものを売却する機会を創出するリユース市場そのものの拡大につながり、本提携事業を通じてヤフオクの利用者並びに商品取扱高の増加を見込むことができると考えているとのことです。

このように本資本業務提携は、当社グループの持つ書籍・CD・DVD・ゲーム等の商品力やリユース業における業務オペレーションの構築力・運営力とヤフーの持つ会員基盤、サイトの集客力を組み合わせること、またその業務オペレーションとそれを運営する情報システムを共同開発することで、商品量、価格、品質、サービスその他あらゆる面で優位性のあるリユース事業者となり、ネットとリアルをつないだ新しいリユースマーケットを創出し、リユースの生活インフラとなるという両社共通の事業ミッションに向けて進んでいくことで、お互いの企業価値の向上を目指すことができると考えております。

以上の提携事業それぞれにおいて、提携事業①については、『BOOKOFF』店舗の売り場及びバックヤードスペースの制約上、ヤフオクへの出品、商品保管、配送を行うための物流インフラと情報システムが新たに必要となり、提携事業②については、お客様から申し込みを受けた品物の買取計算、保管、買い取った商品の出品、保管、配送を行うための物流インフラと情報システムが新たに必要となります。

そして、これらの提携事業は、リユース市場の拡大基調に合わせて中長期的な規模拡大を見込んでおり、将来的な事業規模に合わせて長期安定的な拠点、設備及びシステムが必要であるため、リーシングではなく当社が物流インフラ及び情報システムを建設・所有することを予定しております。これらの物流インフラ及び情報システムに対する投資は、2つの提携事業の業務効率の最大化を図るとともに、その結果としてお客様に提供するサービスレベルの向上にもつながることから、顧客数及び売上・利益の拡大に寄与するものであります。

なお、これら提携事業にかかる一連の物流インフラ及び情報システムにかかる新規設備投資等について、その資金を金融機関からの借り入れによって調達することも考えられますが、当社は平成25年12月末時点で176億円の借入金があり、今後の既存事業に対する継続的な再投資が必要な状況の中で本資本業務提携にかかる投資資金を借入金で賄った場合の返済リスク及び調達価額に対する費用の負担を考慮すると、借入金による資金調達は困難であり、資本性の資金で対応すべきであると考えております。また、本資本業務提携により、大型物流センターを建設・運営することに伴う雇用を含めた固定費用負担について、業容悪化時にリスクとなる可能性、担保として提供可能な資産の状況及び当社の財務の健全性維持等に鑑み、相当程度について返済を必要としない手段で長期安定的な資金調達を行う必要があります。

この点、ヤフーは、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が関東財務局長に提出した直近の四半期報告書（平成26年3月期第3四半期）に記載の四半期連結財務諸表によれば、平成25年12月末時点における連結総資産額が7,888億円、連結純資産額が6,015億円、連結現預金残高が4,299億円と同社が割当予定先企業として十分な財務の健全性及び安定性を兼ね備えており、同社との間で本資

本業務提携を行うことにより同社から資金を調達することも可能となります。

そこで当社は、今回2つの提携事業について必要な資金を早期に調達しスピード感を持って進めること、一方で調達資金が相当程度多額であり全額を新株式のみで調達した場合に大規模な希薄化が生じることへの配慮や、ヤフーとの資本関係については提携事業の成否を見極めながら深めていくことを意図し、資金調達のスキームとして、割当予定先をヤフーとする本件第三者割当により発行する新株式と営業利益の額に応じた転換条件を設定した新株予約権付社債を組み合わせる手段を採用し、ヤフーと平成26年4月24日付けで資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結して、本資本業務提携を推進することといたしました。

2. 本資本業務提携の内容等

(1) 業務提携の内容

① 提携事業①

『BOOKOFF』店舗が取り扱う書籍・CD・DVD・ゲーム等をヤフオクに出品し、ヤフオクが持つ知名度、集客力を活かして全国の消費者に商品をお届けすることで『BOOKOFF』店舗の取扱商品の販売効率を最大化させる取り組み。具体的な実施事項は次のとおり。

- ・『BOOKOFF』店舗の商品在庫のヤフオクへの出品
- ・ヤフオク内での販売効率の向上を目的としたヤフオクの機能改修
- ・ヤフオクへの出品及び落札後のオペレーション効率化のための業務構築・システムの共同開発

② 提携事業②

『BOOKOFF』店舗等にハグオール事業と連携した総合買取受付窓口を設置し、書籍・CD・DVD・ゲームに限らず、幅広い商品の買取サービスを提供する。また店舗型の受付窓口に加えてハグオール事業の訪問買取サービス拠点の拡大を推進する。ヤフーの持つ会員基盤、サイトの集客力、システム開発力を活かして当社グループの新規事業であるハグオール事業の成長を強く推し進めることでリユース利用者数及び商品流通量の拡大と収益の向上をする取り組み。具体的な実施事項は次のとおり。

- ・『BOOKOFF』店舗等におけるハグオール事業と連携した総合買取受付窓口の設置
- ・訪問買取サービス拠点の増設によるサービスエリアの拡大
- ・ハグオール事業における買取受付・計算・販売管理に利用するシステムの共同開発
- ・ヤフーの会員基盤及びサービスを活用した当事業の告知等、宣伝広告の実施

(2) 資本提携の内容

当社は、本件第三者割当により、ヤフーを割当予定先として当社の普通株式及び転換社債型新株予約権付社債の割当てを行います。ヤフーが本件第三者割当により取得する予定の当社普通株式及び当社転換社債型新株予約権付社債の詳細は、「II. 第三者割当により発行される新株式及び転換社債型新株予約権の募集」をご参照ください。

なお、当社は、ヤフーが、本件第三者割当の払込日以前の日を権利行使の基準日とする当社の定時株主総会において、本件第三者割当によってヤフーが取得した本普通株式に係る議決権を行使できるよう必要な手続きを行うことを合意しております。

また、当社は、ヤフーが指名した取締役候補者のいずれかが、平成26年10月末日までに当社の取締役に選任されなかった場合や本資本業務提携契約が終了した場合等において、ヤフーの請求により、当該請求時点においてヤフーが保有する当社株式を取得するものとしております。

(3) 取締役の派遣

ヤフーは、当社に対し、ヤフーが指名する者2名を取締役候補者として提案する意向を有しています。当社は、当該提案内容及び人選について協議を経たうえで、当社取締役会及び株主総会に付議する予定です。

3. ヤフーの概要（平成25年3月31日現在。特記しているものを除く。）

(1)	名 称	ヤフー株式会社	
(2)	所 在 地	東京都港区赤坂九丁目7番1号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮坂 学	
(4)	事 業 内 容	インターネット上の広告事業、イーコマース事業、会員サービス事業、その他事業	
(5)	資 本 金	8,240百万円（平成25年12月31日現在）	
(6)	設 立 年 月 日	平成8年1月31日	
(7)	発 行 済 株 式 数	5,752,011,100株（平成25年12月31日現在）	
(8)	決 算 期	3月31日	
(9)	従 業 員 数	5,780名（連結）	
(10)	主 要 取 引 先	株式会社サイバー・コミュニケーションズ、グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッド、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社、株式会社オプト、株式会社アイレップ	
(11)	主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社東京三菱UFJ銀行、株式会社ジャパンネット銀行、シティバンク銀行株式会社	
(12)	大 株 主 及 び 持 株 比 率 （平成25年9月30日現在）	ソフトバンク株式会社	36.02%
		ヤフーインク （常任代理人 大和証券株式会社）	35.15%
		SBBM株式会社	6.49%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2.81%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.08%
		ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	0.79%
		ザ バンク オブ ニューヨーク トリーテイー ジヤステック アカウンド （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	0.61%
		ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	0.59%
		ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウンド （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	0.54%
	資産管理サービス信託銀行株式会社	0.48%	
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係		
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取 引 関 係	当社はヤフーのショッピングサイト及びオークションサイトへの出店等をしております。	

関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結純資産	385,105	468,300	551,264
連結総資産	471,745	562,022	743,311
1株当たり連結純資産(円)	6,593.20	8,020.35	9,451.40
連結売上高	292,423	302,088	342,989
連結営業利益	159,604	165,004	186,351
連結経常利益	160,218	167,300	188,645
連結当期純利益	92,174	100,559	115,035
1株当たり連結当期純利益(円)	1,589.53	1,733.81	1,984.31
1株当たり配当金(円)	318.00	347.00	401.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

4. 日程

(1) 取締役会決議	平成26年4月24日
(2) 本資本業務提携契約締結日	平成26年4月24日
(3) 払込期日	平成26年5月15日

(注) 詳細は、後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び転換社債型新株予約権の募集 1. 募集の概要 (1) 第三者割当による新株式発行」及び「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び転換社債型新株予約権の募集 1. 募集の概要 (2) 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行」をご参照ください。

5. 今後の見通し

「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び転換社債型新株予約権の募集 8. 今後の見通し」をご参照ください。

II. 第三者割当により発行される新株式及び転換社債型新株予約権の募集

1. 募集の概要

(1) 第三者割当による新株式発行

(1) 払込期日	平成26年5月15日
(2) 発行新株式数	普通株式3,100,000株
(3) 発行価額	1株につき金702円
(4) 調達資金の額	2,176,200,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、ヤフー株式会社に3,100,000株を割り当てる
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする

(2) 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

(1) 払込期日	平成26年5月15日
(2) 新株予約権の総数	77個
(3) 社債及び新株予約権の 発行価額	各本社債の発行価額は100,000,000円(額面100円につき金100円) 本新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による 潜在株式数	10,252,996株
(5) 資金調達額	7,700,000,000円
(6) 転換価額	1株当たり751円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、ヤフー株式会社に全額を割り当てる
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。

2. 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について検討をいたしました。

まず本件第三者割当の資金使途は、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、ヤフーとの本資本業務提携による2つの提携事業にかかる一連の物流インフラ及び情報システムにかかる新規設備投資等であります。これらについて、その資金を金融機関からの借り入れによって調達することも考えられますが、当社は、平成25年12月末時点で176億円の借入金があり、今後の既存事業に対する継続的な再投資が必要な状況の中で本資本業務提携にかかる投資資金を借入金で賄った場合の返済リスク及び調達価額に対する費用の負担を考慮すると、借入金による資金調達は困難であり、資本性の資金で対応すべきであると考えております。また、本資本業務提携により、大型物流センターを建設・運営することに伴う雇用を含めた固定費用負担について、業容悪化時にリスクとなる可能性、担保として提供可能な資産の状況及び当社の財務の健全性維持等に鑑み、相当程度について返済を必要としない手段で長期安定的な資金調達を行う必要があります。

さらに、資金の調達方法としては、第三者割当の他、公募増資や株主割当増資といった方法もありますが、本件第三者割当は、当社とヤフーとの相互の強みを生かすことによって上記2つの提携事業を推進し、リユース市場における両社のシェアの拡大と利益獲得を目指すものであって、そのために必要な資金の提供を本資本業務提携先となるヤフーに供与してもらうという特定の者との関係を前提とする第三者割当の方法に馴染むものである一方、特定の者との提携関係を必ずしも前提としない公募増資や株主割当増資といった方法に馴染むものではないこと、並びに本件第三者割当による資金調達の確実性及び上記2つの提携事業について必要な資金を早期に調達しスピード感を持って進めることという観点から、当社による今回の資金調達については第三者割当の方法によるものとしております。

なお、調達資金が相当程度多額であり全額を新株式のみで調達した場合に大規模な希薄化が生じるこ

とへの配慮や、ヤフーとの資本関係については提携事業の成否を見極めながら深めていくことを意図し、資金調達スキームとして、本件第三者割当により発行する新株式と営業利益の額に応じた転換条件を設定した新株予約権付社債を組み合わせる手段を採用いたしました。ヤフーとの提携事業は、当社にとっては新規事業の位置付けであり、事業の立上から投資回収までに一定程度時間を要する見込みであることから短期的な資金調達ではなく、長期的な資金調達が必要と判断いたしました。

また、本件第三者割当の目的のひとつはヤフーとの業務提携であるところ、提携事業の推進及び展開の迅速化を図るためには、お互いがより強固な関係を構築することが必要と考え、その方法として、ヤフーに当社の資本を保有してもらうことが適切であると判断いたしました。また、提携事業の実行をお互いが責任をもって推進していくためには、ヤフーとの安定的かつ相当程度の資本関係を維持することが望ましいと考え、発行する新株式は当社がヤフーの持分法適用関連会社となる当社株式の議決権割合の100分の15となる水準としました。それに加えて、その関係を維持するためにヤフーの責めに帰せられる事由によらずに、当社の発行済株式の総議決権に対するヤフーの保有する当社株式の議決権割合が100分の15（ただし、本新株予約権を行使した場合には、当該行使により取得した当社株式の議決権割合を加える）を下回った場合には、ヤフーの請求により本新株予約付社債の期限の利益の喪失及び本新株予約権の全ての行使、並びに本資本業務提携契約の解除ができるものとしております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	9,876,200,000円
発行諸費用の概算額	64,200,000円
差引手取概算額	9,812,000,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本普通株式の発行価額の総額(2,176,200,000円)及び本新株予約権付社債の発行価額(7,500,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、フィナンシャル・アドバイザー費用、弁護士費用、新株予約権付社債評価費用、登記関連費用及びその他諸費用です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社がヤフーとの資本業務提携による事業を実施するためには、物流インフラと情報システムについて大規模な新規設備投資等が必要となります。

本件第三者割当による上記の差引手取概算額9,812百万円については、今後ヤフーと行う2つの提携事業においてそれぞれ必要となる物流センターの新設及びその運営のための設備と情報システムの開発にかかる資金に充当する予定であります。

① 提携事業①

当提携事業では、全国の『BOOKOFF』店舗よりヤフオク出品対象となる書籍、CD、DVD、ゲーム等の商品を物流センターに集約し、物流センターにて商品の出品、保管、購入者への発送を一元管理する予定です。同センターは関東地方に1拠点の開設を予定しており、開設の設備投資にかかる資金として平成26年6月から平成28年3月にかけて63億円を投資する必要があります。本件第三者割当による上記の差引手取概算額の中から58億12百万円を充当する予定です。これに加えて、出品・販売作業の業務支援並びに各店舗からの商品移動情報、出品情報、販売情報を管理する情報システムについてヤフーとの共同開発と出品業務に必要な商品マスターデータの構築にかかる資金として平成26年6月から平成28年3月にかけて6億円を投資する必要があります。

② 提携事業②

当提携事業では『BOOKOFF』店舗等に設置される予定の総合買取受付窓口にてお客様より受付し

た商品の買取サービスを提供すると共に訪問買取サービス拠点の増設によりサービスエリアを拡大し、より多くのお客様に対し総合買取サービスを提供します。買取サービスにおいてお客様から受付した申し込みに対する買取計算並びに商品保管、また買取した商品をヤフオク等で販売するために必要となる出品作業、商品保管並びに購入者への発送を物流センターを通じて一元管理する予定です。物流センターは上記①の提携事業とは別に関東地方に1拠点の開設を予定しており、開設の設備投資にかかる資金として平成26年6月から平成28年3月にかけて31億円を投資する必要があります。本件第三者割当による上記の差引手取概算額の中から28億円を充当する予定です。これに加えて、買取受付から買取計算、計算結果連絡、買取代金の支払のプロセスを管理する情報システムと買い取りした商品の出品・販売作業の業務支援及び出品情報・販売情報を管理する情報システムについてヤフーとの共同開発にかかる資金として、平成26年6月から平成28年3月にかけて6億円を投資する必要があります。

上記①及び②の提携事業は、リユース市場の拡大基調に合わせて中長期的な規模拡大を見込んでおり、将来的な事業規模に合わせて長期安定的な拠点、設備、システムが必要であるため、リーシングではなく当社が建設・保有することといたします。大規模な物流センターを設けて集中的に業務運用を行うことで、当社の物流業務の効率化及びコスト削減につながり、また事業規模の拡大を進めるにあたって柔軟な対応が可能になることから、当該投資は収益力の増加に資するものであり、当社の成長の推進を図るものであると考えております。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
① 書籍・CD・DVD・ゲーム等のネットオークション販売用の物流センターの新設にかかる資金及びその運営のための設備	5,812	平成26年6月～平成28年3月
② 書籍・CD・DVD・ゲーム等のネットオークション販売用の情報システム開発にかかる資金	600	平成26年6月～平成28年3月
③ ハグオール事業用の物流センターの新設にかかる資金及びその運営のための設備	2,800	平成26年6月～平成28年3月
④ ハグオール事業用の情報システム開発にかかる資金	600	平成26年6月～平成28年3月

(注) 調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定です。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

上記の通り、本件第三者割当による調達資金は、上記①及び②の提携事業における物流センターの新設及びその運営のための設備と情報システムの開発にかかる資金に充当する予定ですが、大規模な物流センターを設けて集中的に業務運用を行うことで、当社の物流業務の効率化及びコスト削減につながり、また事業規模の拡大を進めるにあたって柔軟な対応が可能になることから、当該投資は収益力の増加に資するものであり、本件第三者割当の資金用途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本普通株式

発行価額の決定に際しては、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（平成26年4月23日）から6か月間さかのぼった期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値単純平均値である702円を参考とした上で、発行価額を702円（直前営業日の終値751円に対して6.52%のディスカウント）といたしました。発行価額の決定に際して、引受予定先であるヤフーからは、本件第三者割当の希薄

化の程度を考慮すると株価の下落リスクがあることや当社の業績の動向等を考慮した上で、一定期間の平均株価からのディスカウントの要請がありましたが、当社としては、本資本業務提携は双方にとり企業価値向上に資するものであり対等な提携であることや既存株主様との平等性等の観点からディスカウントは受け入れられないとの考えで、交渉を継続いたしました。協議を重ねました結果、直前営業日の終値、1か月間、3か月間、6か月間の終値単純平均値のうち、いずれか低い価格とし、そこからのディスカウントは行わないことといたしました。その結果、上記の参照する株価のうち最も低い価格である6か月間の終値単純平均値を採用することとなりました。

かかる発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値（751円）に対して6.52%のディスカウント、同直前営業日から1か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（726円）に対して3.31%のディスカウント、同直前営業日から3か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（722円）に対して2.77%のディスカウント、同直前営業日から6か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（702円）に対して同額となっており、いずれの期間においても、割当予定先にとって特に有利なものではないと判断いたしました。

なお、当社監査役全員から、上記の発行価額の決定においては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、また許容される期間の平均株価を基準としていること、さらに日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していると認められることから、割当予定先にとって特に有利な払込金額に該当しない旨の意見を得ております。

② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である山田FAS株式会社（代表取締役社長 浅野公雄、東京都千代田区丸の内一丁目8番1号。以下、「山田FAS」といいます。）に本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書（以下、「評価報告書」といいます。）を取得しております。当該報告書では、本新株予約権付社債の発行要項を考慮し、一定の前提（本新株予約権の条件、当社の株価751円、転換価額751円、株価の変動率（ボラティリティ）24.33%、配当率3.33%、安全資産利率0.18%、調達スプレッド0.81%等）の下、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つである二項モデルを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。その結果、新株予約権付社債1個の公正価値を98,700,000円（額面100円あたり98.7円）と算定いたしました。

当社は、上記算定結果をもとに、本新株予約権付社債1個の払込金額を金100,000,000円（額面100円につき金100円）と決定いたしました。当社は、山田FASは、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した第三者算定機関であり、価値評価について採用されている前提条件等は合理的であると判断されること、また本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり金100円）が山田FASの算定した公正価値を下回る水準ではないことを理由として、本新株予約権付社債の発行が割当予定先にとって特に有利なものではないと判断いたしました。

また、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成26年4月23日）の株式会社東京証券取引所における普通株式の終値751円を参考とし、1株当たり751円（ディスカウント率0%）に決定いたしました。転換価額の決定については、取締役会決議日の直前営業日終値を参考値として採用した理由は、ヤフーとの協議を重ねた結果、本新株予約権付社債の転換条件として当社の一定以上の業績達成が付されていることから、転換時における希薄化による株価下落を考慮する必要性は低いこと、本資本業務提携は当社の企業価値の向上、それに伴う現状の株価からの上昇を目指すものであることから、直近の株価を参照することが望ましいと判断したためです。

なお、本新株予約権付社債の転換価額は、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日から1か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（726円）に対して3.44%のプレミアム、同直前営業日から3か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（722円）に対して4.02%のプレミアム、同直前営業日

から6か月間さかのぼった期間の終値単純平均値（702円）に対して6.98%のプレミアムとなっております。

また、当社監査役全員から、本新株予約権の発行条件の決定においては、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である山田FASから評価報告書を受領しており、山田FASの価値算定の前提条件等は合理的であり、公正価値の評価結果については妥当であると判断されること、本新株予約権付社債の実質的な対価が山田FASの算定した公正価値を下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先にとって特に有利な払込金額に該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による本普通株式の株式数3,100,000株及び本新株予約権付社債の転換による株式数10,252,996株を合わせた発行株式総数は13,352,996株（議決権数133,529個）であり、平成26年3月31日現在の当社の発行済株式総数19,473,200株（議決権数175,390個）に対して68.5%（総議決権数に対して76.1%、小数第一位未満切捨て）の割合で既存株式の希釈化が生じることとなります。また、本件第三者割当の実行及び当社の株主総会によるヤフーが指名するもの2名が当社の取締役役に選任された場合には、ヤフーは当社のその他の関係会社に該当することとなります。

しかしながら、当社としては、前述のとおり、ヤフーとの提携によりヤフオクの集客力を用いて当社グループの『BOOKOFF』店舗の商品販売効率向上による収益増とヤフーの会員基盤やサービスを活用した宣伝広告等によるハグオール事業の拡大、システムの共同開発による業務効率の向上により当社グループの利益成長が見込めるものと考えております。当社としては、このような認識の下、本件第三者割当により当社株式の大幅な希釈化が生じることとなっても、これを上回る価値を享受することができるため、本件第三者割当は、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資することとなると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

ヤフーの概要は、上記「I. 本資本業務提携の概要 3. ヤフーの概要」に記載の通りです。

※ 割当予定先であるヤフーは、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が平成25年6月28日付で株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「IV 内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。この方針に基づき、「企業行動憲章」において反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、「コンプライアンスプログラム」を制定し、反社会的勢力や団体と少しでも関係したり、反社会的勢力や団体の活動を助長してはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しております。また、対応統括部署となる法務本部においては、規程やマニュアルの整備並びに周知徹底、教育研修等を行うほか、所管警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関との連携を図っております。さらに「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報の収集を行っており、万一に備えた体制の強化に努めております。」との記載内容を確認することにより、当社は、ヤフー、ヤフーの役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係していないことと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が割当予定先としてヤフーを選定した理由は、「I 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおりであります。

(3) 割当予定先の保有方針

ヤフーは、本件第三者割当の実行及び当社の株主総会によるヤフーが指名するもの2名が当社の取締

役に選任された場合には、当社の筆頭株主兼その他の関係会社となるものであり、また本資本業務提携により戦略的パートナーとなることから、当社の安定株主として当社株式を長期保有する方針であることを平成26年4月に当社担当役員がヤフー担当役員から口頭で確認しております。

なお、当社は、ヤフーより、払込期日から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに書面により当社に報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、ヤフーが関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書（第18期）及び四半期報告書（第19期第3四半期）に記載される連結の売上高、総資産、純資産、現預金等の規模を確認した結果（有価証券報告書：売上高342,989百万円・総資産743,311百万円・純資産551,264百万円・現預金414,086百万円、四半期報告書：売上高284,911百万円・総資産788,885百万円・純資産601,576百万円・現預金429,974百万円）、及び、本資本業務提携によるヤフーとの関係に鑑みても、本件第三者割当の払込みの確実性があるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成25年9月30日現在）		募 集 後	
株式会社ハードオフコーポレーション	7.19%	ヤフー株式会社	40.67%
大日本印刷株式会社	6.58%	株式会社ハードオフコーポレーション	4.26%
丸善株式会社	6.07%	大日本印刷株式会社	3.90%
ブックオフコーポレーション従業員持株会	6.00%	丸善株式会社	3.60%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	5.88%	ブックオフコーポレーション従業員持株会	3.56%
株式会社講談社	4.27%	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	3.49%
株式会社集英社	4.27%	株式会社講談社	2.53%
株式会社小学館	4.27%	株式会社集英社	2.53%
株式会社図書館流通センター	3.85%	株式会社小学館	2.53%
ブックオフコーポレーション加盟店持株会	2.12%	株式会社図書館流通センター	2.28%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
 2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成25年9月30日時点の株主名簿を基準としております。
 3. 募集後の大株主及び持株比率は、本普通株式(3,100,000株)が発行され、かつ、本新株予約権付社債の転換による株式(10,252,996株)の増加後の数を記載しております。
 4. 上記の大株主のうち、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社につきましては、同社が平成25年11月22日付で提出しました変更報告書No.4によれば、平成25年11月20日にその保有する当社株式の全てを処分し、保有株式はゼロとなっております。

8. 今後の見通し

本件第三者割当は当社の事業及び財務体質の強化につながると考えており、また、ヤフーと当社は本資本業務提携の具体的な内容について更なる協議を進めて参りますが、本日現在において、当社が本資本業務提携の効果を反映した事業計画については、以下を考えております。

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
売上高	800億円	830億円	890億円	930億円	960億円
営業利益	15億円	15億円	28億円	37億円	39億円

なお、平成27年3月期の業績予想については現在精査中であり、確定次第、速やかにお知らせいたします。

ます。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希釈化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを必要といたします。そのため、当社は、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係者には該当しない第三者である中村直人氏（弁護士）、和田芳幸氏（公認会計士）及び鳥羽史郎氏（公認会計士）の3名で構成する第三者委員会（以下、「第三者委員会」といいます。）を設置し、本件第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を行いました。

当社は、本件第三者割当について平成26年6月下旬に開催予定されている定時株主総会において株主の意思を確認する方法を選択することも検討いたしました。しかしながら、株主総会において本件第三者割当について決議を行うためには議案及び添付資料の作成等の準備に時間を要するという一方で、提携事業①及び提携事業②を行う際にもそのスピードが重要であり、可能な限り早いタイミングで資金を確保し、早期に当社の物流インフラや情報システムの拡充を実現する必要があると考えております。開催予定の定時株主総会までは本件第三者割当の取締役会決議から2ヶ月余りあり、資金調達の可否及びその金額が確定するまでの間は本件第三者割当に係る資金使途の実現に向けた検討や割当予定先との具体的な協業の検討が困難となります。競合企業がリユース市場において増えている傾向がある中で、可及的速やかに本件第三者割当に係る資金使途の実現に向けた検討や割当予定先との具体的な協業の検討を行うことが不可欠であると当社は考えており、この2ヶ月余りの機会損失は非常に大きいものと受け止めております。そのため、当社は、当社及びヤフーとの間に利害関係のない社外有識者である弁護士及び公認会計士によって構成される第三者委員会を設置し、本件第三者割当に関する諮問を行いました。

当該報告書において、本件第三者割当の必要性については、次に掲げる理由により、一定の必要性が認められる旨が記載されています。

すなわち、①ヤフーとの本資本業務提携について、インターネット検索サイトとしてのヤフーの知名度は周知の通りであり、当社の経営課題への対処としてeコマースへの展開により販売機会を拡大するため、ヤフーと提携事業を実施することに関し、格別不合理と認められる事情は見当たらないこと。②当社の商品は、現状、各店舗において管理されており、統一的な商品保管、及び流通のための設備を有していないことに対して、今後、提携事業により、ヤフオク等に出品し、購入者に対して配送するためには、商品を集中的に管理するための物流センター及び情報システムが必要となるという当社の説明に不合理な点は認められないこと。また、③当社作成の事業計画には著しく不合理と認められる点は見当たらず、事業計画の根拠資料を参照すると、提携事業のためのセンターそれぞれについて、用地取得費用、建築費用、附属設備費用、システム投資費用等を積み上げて算出されており、これらに関しても、一見して著しく不合理と認められる事情は見当たらないこと。

また、本件第三者割当の相当性については、調達手段の相当性及び発行条件の決定手続等の相当性の観点から、合理的かつ相当なものである旨が記載されています。

当社が資金調達の方法として本件第三者割当の方法を選択したことについて、一定の相当性が認められた理由は以下のとおりとされています。①そもそも本件第三者割当は、当社とヤフーとの業務提携を前提としたものであり当該業務提携に必要となる資金を調達する目的で行われるものであること。②提携事業は当社にとって新規事業となることから長期的な資金調達方法として資本性の資金としたいとの考えや、調達資金の使途がヤフーとの提携事業に関するものである以上、提携関係の強化も企図してヤフーに当社の資本を保有してもらうとの当社の考えに、特段不合理な事情は見当たらないこと。③当社の現状の財務状況からすると金融機関からの借入れも不可能ではないが適切な調達手段ではなく、今回の必要資金を資本性の資金で調達するとの当社の考えは一定の合理性を有すること。④本新株予約権付社債を用いた調達であれば、ヤフーとの業務提携が奏功することにより、資本性の資金に転換される可能性が高く、金融機関からの借入れと比べて相対的に有利であるとの当社の考えは、格別不合理ではないこと。⑤万が一、新株予約権の全部又は一部が行使されず、本社債の償還が必要になったとしても、当面は、金融機関との当座貸越枠を用いた借入れにより調達した資金を本社債の償還に充てることでも

き、不足分は、新設するセンターについて流動化等の方法により調達して充てることも可能との当社の考えは、格別不合理ではないこと。⑥ヤフーによる本新株予約権付社債の転換（本新株予約権の行使）が予定通り進むか否かは、当社の業績、株価、ヤフーの財務状況等に左右されることから、当社の意図する通りに、資本金の資金となるかが不確定的ではあるものの、万が一の際の償還は一応可能であると考えられること。⑦本社債に利息が付されていないこと。

また、本件第三者割当に係る発行条件の決定手続等に一定の相当性が認められた理由は以下のとおりとされています。①普通株式に関しては、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（平成26年4月23日）から6か月間さかのぼった期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値単純平均値を採用しており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において許容される範囲内であり、ヤフーと当社との間で発行条件の決定方法に関する交渉の結果、ヤフーの当初の提案より、当社にとって有利な結論に至っていること、さらに取締役会決議日の直前営業日の終値、直前営業日から1か月間の終値単純平均値、同3か月間の終値単純平均値のいずれとの関係でも、ディスカウント率が10%以内に収まっていること。②本新株予約権付社債に関しては、当社及びヤフーとの取引関係のない独立した第三者算定機関である山田FASの評価報告書を参考に、本新株予約権付社債の払込金額が決定されていること。③本件第三者割当の結果、相当程度の希薄化が生じるものの、本件第三者割当及びヤフーとの提携事業を勘案した当社の事業計画は一見して著しく不合理と認められる事情は見当たらず、当該事業計画によれば、売上高営業利益率、EPS、ROEに関し、一時的には落込みが予想されるものの、将来的には直近期を上回り、その後も維持乃至継続的に向上することが見込まれており、こうした点を勘案すれば、本件第三者割当及び提携事業は、中長期的な当社の企業価値向上、ひいては株主の共同の利益に資すると考えることに一定の合理性があると認められ、本件第三者割当における発行数量及びこれに伴う希薄化の規模は、一见して著しく不合理であるとは認められないこと。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結売上高	73,345百万円	75,716百万円	76,670百万円
連結営業利益	2,748百万円	3,432百万円	1,914百万円
連結経常利益	3,157百万円	3,803百万円	2,366百万円
連結当期純利益	568百万円	1,867百万円	1,058百万円
1株当たり連結当期純利益	31.57円	102.41円	57.30円
1株当たり配当金	22円	25円	25円
1株当たり連結純資産	703.19円	784.19円	820.64円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年4月24日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	19,473,200株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	912円	600円	781円
高値	942円	500円	786円
安値	469円	541円	625円
終値	606円	781円	685円

② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	661円	676円	695円	713円	723円	711円
高 値	680円	694円	721円	730円	738円	751円
安 値	660円	672円	693円	693円	688円	710円
終 値	674円	694円	705円	726円	711円	751円

(注) 平成26年4月の株価につきましては、同月23日までの状況であります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年4月23日
始 値	748円
高 値	751円
安 値	747円
終 値	751円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

III. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

本件第三者割当の割当予定先であるヤフーは、本資本業務提携契約の締結及び本件第三者割当の効力が発生することにより、新たに当社の主要株主である筆頭株主及びその他関係会社となることを見込まれます。これにより、当社はヤフーの持分法適用会社となる予定です。

2. 異動する株主の概要

新たに主要株主である筆頭株主及びその他関係会社となるもの

(1) 名 称	ヤフー株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂九丁目7番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮坂 学
(4) 事 業 内 容	インターネット上の広告事業、イーコマース事業、会員サービス事業、その他事業
(5) 資 本 金	8,240百万円(平成25年12月31日現在)

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主 順位
異 動 前 (平成25年9月30日現在)	—	一個 (一株)	—%	—
異 動 後	その他の関係会社	31,000個 (3,100,000株)	15.02%	第1位

(注) 1. 異動後の議決権所有割合は、小数点以下第三位を切り捨てております。

2. 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、平成26年3月31日現在の発行済株式総数19,437,200株から、議決権を有しない株式数1,923,782株を控除し、本件第三者割当に伴う本普通株式の変動を考慮した総株主の議決権の数308,919個を基準としております。

3. 異動前後の大株主順位は、平成25年9月30日現在の株主名簿に基づき当社において想定したものです。

4. 異動年月日

平成26年6月21日(予定)

なお、上記の異動年月日は、当社の第23回定時株主総会の開催予定日であり、当該株主総会でヤフーが派遣する取締役候補者の選任議案が承認可決された場合に、その他の関係会社の異動に該当する見込みです。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び転換社債型新株予約権の募集 8. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上

ブックオフコーポレーション株式会社 普通株式
発行要項

1. 募集株式の種類
普通株式
2. 募集株式の数
3,100,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき金 702 円
4. 払込金額の種類
2,176,200,000 円
5. 申込期日
平成 26 年 5 月 15 日
6. 払込期日
平成 26 年 5 月 15 日
7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、1,088,100,000 円（1 株につき 351 円）とし、増加する資本準備金の額は
1,088,100,000 円（1 株につき 351 円）とする。
8. 発行方法及び割当先並びに割当数
第三者割当ての方法により、次の者に以下のとおり割り当てる。
ヤフー株式会社 3,100,000 株
9. その他
本株式の発行については、各種法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

ブックオフコーポレーション株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 社債の名称
ブックオフコーポレーション株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額
金 7,700,000,000 円
3. 各社債の金額
金 100,000,000 円
4. 払込金額
各本社債の金額 100 円につき金 100 円
但し、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 本新株予約権付社債の券面
無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
また、本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率
本社債には利息を付さない。
7. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 申込期日
平成 26 年 5 月 15 日
9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日
平成 26 年 5 月 15 日
10. 募集の方法
第三者割当の方式により、ヤフー株式会社に全額を割り当てる。
11. 本社債の償還の方法及び期限
 - (1) 満期償還
本社債は、平成 30 年 12 月 31 日にその総額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。
 - (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前営業日にこれを繰り上げる。
12. 買入消却
 - (1) 当社は、本新株予約権付社債権者（本新株予約権付社債の保有者をいう。以下同じ。）と合意の上、随

時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

- (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

13. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の個数は1個とし、合計77個の新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

- (イ) 種類

当社普通株式

- (ロ) 数

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（本号（ハ）①において定義する。但し、同②によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。

- (ハ) 転換価額

- ① 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下、「転換価額」という。）は当初金751円とする。

- ② 転換価額の調整

- (i) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号（ハ）②（ii）に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。この場合、端数が生じたときは円単位未満小数第2位を四捨五入する。

本号（ハ）②で使用される時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位を切り捨てる。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行株} & + & \text{交付株式数} & \times & \text{1株当たりの払込価額} \\ & & \text{式数} & & & & \text{時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & & & \text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \end{array}$$

- (ii) 転換価額調整式により調整を行う場合

- (a) 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合
(b) 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう。）をする場合
(c) 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合
(d) 時価を下回る価額をもって普通株式を交付する旨の定めがある取得条項付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する旨の定めがある取得条項付株式新株予約権を発

行する場合

- (e) 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合
- (f) 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときは、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成27年7月1日から平成30年12月31日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる、行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
 - ①本新株予約権の新株予約権者は、当社が下記②に掲げる条件を達成した場合にのみ、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を上記（5）記載の行使期間において行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の決算短信に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ②本新株予約権の行使に際して定められる条件と行使割合
 - (a) 平成27年3月期乃至平成30年3月期のいずれかの事業年度における営業利益が22億円を超過した場合 行使可能割合：45%
 - (b) 平成27年3月期乃至平成30年3月期のいずれかの事業年度における営業利益が27億円を超過した場合 行使可能割合：100%
 - ③上記①および②にかかわらず、いかなる時点においても、本新株予約権の新株予約権者の責めに帰せられる事由によらずに、当社の発行済株式の総議決権に対する本新株予約権の新株予約権者の保有する当社の発行済株式の議決権の割合が100分の15（ただし、本新株予約権付社債にかかる新株予約権の全部または一部を行使した後には、(a)当該時点までに当該行使により新株予約権者が取得した当社株式の議決権の合計数を、当該時点の当社の発行済株式の総議決権で除した数（小数点第三位以下を切り捨てる。）を(b)100分の15に加算した数値とする。）を下回った場合には、割当てられた本新株予約権の100%を上記（5）記載の行使期間において行使することができる。
 - ④上記①ないし③にかかわらず、本新株予約権付社債権者が指名した者（二名）を取締役に選任する当社の取締役選任議案が平成26年10月末日までに当社株主総会において可決されなかった場合には、割当てられた本新株予約権の100%を上記（5）記載の行使期間において行使することができる。
 - ⑤上記①ないし④にかかわらず、本社債につき期限の利益を喪失した場合は、割当てられた本新株予約権の100%を上記（5）記載の行使期間において行使することができる。
 - ⑥各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条

の定めるところに従って算出された資本金等増加額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第22項記載の行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
- ①行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ②行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者（本新株予約権の保有者をいう。以下同じ。）はこれを撤回することができない。
- (11) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記(10)に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。
- (12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (13) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定に従い、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。但し、当該契約書又は計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。
- (14) 本新株予約権の行使請求により交付された当社の普通株式に対する最初の剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された普通株式を、当該基準日において他の当社発行済株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とするものをいう。
- (2) 本条第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

15. 期限の利益喪失に関する特約（当然失期事由）

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が第11項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第14項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が上記(1)及び(2)以外の本要項の規定に違背し、本社債権者（本社債の保有者をいう。以下同じ。）からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

- (5) 当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社又は当社の取締役若しくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。但し、当社に対する申立てが濫用的なものであることが明らかな場合、及び当社が申立て又は差押を受けた後に速やかに債務を弁済し、かつ当該申立て又は差押を受けた後10日以内に当該申立てが取り下げられ又は差押の取消決定がなされた場合は、この限りではない。

15-2. 期限の利益喪失に関する特約（請求失期事由）

次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債権者による当社への書面による通知により、本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (1) いかなる時点においても、本社債権者の責めに帰せられる事由によらずに、当社の発行済株式の総議決権に対する本社債権者の保有する当社の発行済株式の議決権の割合が100分の15（ただし、本新株予約権付社債にかかる新株予約権の全部または一部を行使した後にあっては、(a)当該時点までに当該行使により本社債権者が取得した当社株式の議決権の合計数を、当該時点の当社の発行済株式の総議決権で除した数（小数点第三位以下を切り捨てる。）を(b)100分の15に加算した数値とする。）を下回った場合
- (2) 本新株予約権付社債にかかる平成26年4月24日付資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」という。）に基づく当社の表明および保証が重要な点において真実かつ正確でなかった場合
- (3) 当社に本資本業務提携契約上の義務の重大な違反（本資本業務提携契約第6.3条、第6.6条、第7.1条、第7.3条の違反を含むがこれに限らない）があり、当該違反の治癒を求める本社債権者からの通知後10日以内にかかる違反が是正されなかった場合
- (4) 本資本業務提携契約に基づき本社債権者が指名した者（二名）を取締役に選任する当社の取締役選任議案が平成26年10月末日までに当社株主総会において可決されなかった場合

16. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年15%（年365日の日割り計算）の割合にあたる損害金を支払う。

17. 償還金事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社三菱東京UFJ銀行 相模原中央支店

18. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

19. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払い場所）

ブックオフコーポレーション株式会社 経営企画部

20. 社債権者に対する通知の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

21. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は書面により通知する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は神奈川県においてこれを行う。
- (3) 本社債の発行価額の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

22. 行使請求受付場所

ブックオフコーポレーション株式会社 経営企画部

23. 準拠法

日本法

24. その他

- (1) 会社法その他法律の改正等により、本要項の規定中、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関して必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。